参考資料

対象物品について

　過去に文部科学省から指摘を受けた事項は次のとおりですので、事業の検討に当たって参考にしてください。

１　「１組につき10万円以上」でいう「１組」の考え方

　　カタログやパンフレット等で広く一般的にセットで販売されているものを「１組」といいます。関連する物品であっても、カタログ上別売りしているものは、「１組」とは認められません。

　　例）椅子をセットで購入する場合

　　　　カタログ上で椅子20脚セットとして10万円で販売されている

　　　　→　１組と認められ、「１組につき10万円以上」を満たすため、対象となる。

　　　　カタログ上で椅子１脚5,000円で販売されているものを20脚購入する

　　　　→　１組と認められず、「１個につき10万円以上」を満たさないため、対象外となる。

２　遊具に設置する安全マット

　　遊具に設置する安全マット（落下や転倒時の衝撃を軽減するなど、子どもの安全を守る用途のもの）は、それ単体では遊具や運動用具とは認められないため、対象外となります。ただし、最初から遊具に付属しているものはこの限りではありません。

　　一方で、マット運動等の用途に使用するなど、それ自体が運動用具と認められる場合には、対象となります。

３　その他対象外と判断された設備

　　・　園庭に設置する入場門（運動会などに使用するもの）

　　・　ひな人形

　　・　棚、ワゴン（図画工作の道具、絵本、玩具などを収納するもの）

　　・　複合遊具（500万円以上のもの）

　　・　園庭などに固定する音響設備

４　その他

　　送料や運搬費は対象外です。